

日本脳炎は、日本脳炎ウイルスによって起こる病気です。

このウイルスをもったコガタアカイエカという蚊にさされることにより、人の体内にウイルスが侵入します。人から人へうつることはありません。蚊の多く発生する夏に流行しやすい病気です。感染し、重症化すると高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれん等の症状を示す急性脳炎をおこすことがあり、死亡率の高い病気です。また、命をとりとめても、さまざまな重い中枢神経系後遺症を残しやすい病気です。

重症化を防ぐために予防接種は有効です。

1 標準接種年齢

第1期 初回接種……3歳(標準接種年齢)で2回接種 追加接種……4歳(標準接種年齢)で1回接種

第2期……9歳(標準接種年齢)で1回接種

2 法定接種年齢

法定接種年齢(法律に定められた予防接種を受けられる年齢)の間であれば、日本脳炎の定期予防接種を受けることができますが、なるべく標準接種年齢で受けてください。

日本脳炎の法定接種年齢

- ・ 第1期初回(1回目、2回目)接種・追加接種…「生後6か月の応当日の前日」から「7歳6か月の応当日の前日」まで
- ・ 第2期…「9歳の誕生日の前日」から「13歳の誕生日の前日」まで→第1期の接種が完了していないかたはお問い合わせください(※)

(※)平成17年度～21年度の日本脳炎予防接種の積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逃したかた(①平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれのかた②平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれのかたが対象)は、特例として、①のかたは20歳未満で、②のかたは9歳以上13歳未満で、日本脳炎定期予防接種を受けることができます。「特例接種用」の予診票を希望するかたは、保健予防課予防接種係へお問い合わせください。

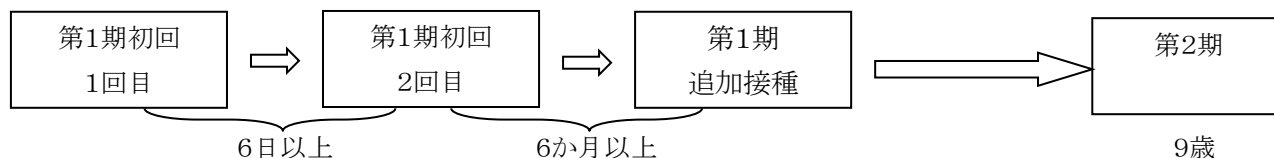
3 日本脳炎ワクチンについて

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは細胞を使用してウイルスを増殖させ、ホルマリン等で不活化(病原性をなくすこと)し、高度に精製したもので、平成21年6月から供給が開始されました。なお、従来のワクチンを使って日本脳炎予防接種を受けたことがあるかたも、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンで接種を受けることができます。

4 予防接種を受ける回数と標準接種期間

初回接種:第1期初回の接種は、6日以上の間隔をあけて2回接種(標準的には6日～28日までの間隔をあけて2回)

追加接種:初回接種終了後6か月以上の間隔をあけて1回接種(標準的にはおおむね1年の間隔をあけて1回)



日本脳炎予防接種は、長期にわたって接種を行いますので、接種間隔を確認するために、母子健康手帳等に接種記録をつけ、保管してください。

5 異なるワクチン同士の接種間隔

令和2年10月1日から、注射生ワクチン同士(BCG・MR・水痘・おたふくかぜ等)以外の制限が撤廃されました。

日本脳炎ワクチンは不活化ワクチンなので、異なるワクチン同士の接種間隔に制限はありません。

6 予防接種を受ける場所

別紙一覧表にある医療機関で受けてください。

※ 目黒区以外の22区の医療機関でも受けられる場合があります。直接、当該区又は医療機関にお問い合わせください。

7 予防接種の費用

同封の予防接種予診票を使用し、法定接種年齢(上記2)の期間内に接種を受けたときは無料です。ただし、決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは有料になります。

8 予防接種の副反応について

主な副反応は、接種部位の紅斑・内出血・疼痛・腫脹(腫れ)・掻痒(かゆみ)等の局所反応です。また、接種部位以外の副反応として発熱・じんましん・頭痛・咳嗽(せき)・鼻漏(鼻汁)等が見られます。いずれも一過性で数日以内に軽快します。

また、稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状(ショック症状・じんましん・呼吸困難等)・急性散在性脳脊髄炎(ADEM)・脳炎・脳症・けいれん・血小板減少性紫斑病(紫斑・鼻出血・口腔粘膜出血等)等が起こる可能性があります。

※ 日本脳炎ワクチン以外でも接種後にADEMが発症する場合があります。また、海外では乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン以外の他の細胞培養ワクチン接種後にもADEM発症例が報告されています。

9 予防接種を受けるときのご注意

- (1) お子さんの健康状態の良いときに受けましょう。
- (2) このお知らせを読んでから、日本脳炎ワクチン接種予診票に記入してください。接種当日は、接種予診票の太枠線の中を漏れなく記入して、母子健康手帳と一緒に医療機関に持参してください。なお、体温については、医療機関で接種直前に測ってください。
- (3) 接種の際には、保護者のかたか、日頃からお子さんの健康状態をよく知っていて医師の質問に答えられるかたが付き添ってください。(保護者以外のかたが同伴する場合は、保護者からの委任状が必要です。下記14をご覧ください。)

10 予防接種を受けられないお子さん

- (1) 明らかに発熱しているお子さん(37.5℃以上)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- (3) 予防接種やそれに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがあるお子さん
- (4) その他、医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断したお子さん

11 予防接種を受けた後は

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、お子さんの様子に変わりがないか特に注意してください。
- (2) 接種した当日は接種後1時間以上経てば、お子さんの状態を見て入浴させても差しつかえありません。ただし、注射した部位はこすらないでください。また、激しい運動は避けてください。
- (3) 接種後、注射した所が赤くなったり、痛んだりすることがあります。このような場合には、安静を保ち、冷湿布してください。高熱、けいれん(ひきつけ)等の症状が起きた場合には、速やかに医師の診察を受けてください。

12 ワクチンの同時接種について

医師が特に必要と認めた場合は、同時に複数のワクチンを接種することができます。

13 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
 - 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
 - ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
 - 決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が低くなっています。
- ※ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健予防課予防接種係へご相談ください。

14 接種当日保護者以外のかたが同伴される場合について

諸事情により保護者が同伴できない場合は、委任状(区指定様式)を持参した代理人の同伴により接種することができます。接種当日、保護者のかたは、緊急連絡が取れるようにしておいてください。

委任状の用紙が必要な場合は、保健予防課予防接種係へご連絡いただくか、下記の目黒区ホームページよりダウンロードしてください。

〈ホームページのアドレス〉 http://www.city.meguro.tokyo.jp/shinseisho/hoken_eisei/hoken_shinsei/kodomoininjou.html

委任状は予防接種の当日までに保護者本人が記載し、同伴者が医療機関に持参してください。医師の診察・説明を受けた後、接種に同意する場合は、同伴者が予診票の保護者自署欄(同意欄)に、署名をすることになります。

<お問い合わせ>

【保健予防課予防接種係】

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

☎03-5722-7047